

2018年6月1日配信 カルチャークラブ通信コラム  
「平成30年度の年金額は増える？減る？」

NPO法人FPネットワーク神奈川会員 長谷川 義洋

<平成30年度の年金額はおいくら？>

今月15日は新年度（平成30年度）第1回目の年金支給日です。  
年金は偶数月に、前月と前々月分（平成30年4月分と5月分）が振り込まれます。  
今年1月26日、今年度の年金額が厚生労働省から発表されました。  
発表によりますと、今年度の年金額は昨年度から据え置き（増減なし）となりました。  
満額の老齢基礎年金額は779,300円（月額64,941円）です。  
年金額が変わらないこともあってか、新聞やテレビでも、さほど大きく取り上げてはいないようです。

<年金額はどのように決まるの？>

年金額は本来、物価や賃金の変動にあわせて、一定の価値を保つように定められています。  
今年度の年金額を決定する物価や賃金の指標は以下の通りです。

物価変動率	0.5%	（平成29年）
名目手取り賃金変動率	▲0.4%	（平成年度～平成28年度の3年平均）

上記の指標に沿って計算するなら、本来は

67歳までの年金受給者は今年度の年金額は▲0.4%	（賃金変動率で改定）
68歳からの年金受給者は今年度の年金額は+0.5%	（物価変動率で改定）

のように改定すると考えたくありませんね。

ところが

「物価はプラス、賃金がマイナスの場合、年金額は改定しない」

という例外的なルールがあるため、平成30年度はこの改定ルールに従ったのです。  
どうしてそのような改定ルールがあるのでしょうか。

その理由は、年金財源となる保険料を払う現役世代の賃金が減るのに、一方で物価に合わせて年金の支給額を増やすと、全体のバランスが崩れるためです。  
支える側、支えられる側、両者の顔を立て、改定しないこととなったというわけです。

## <今年度から始まった新しい年金ルール2つ>

### ①マクロ経済スライドのスライド調整率のキャリーオーバー

年金額の改定の際、上記の他にもいろいろな計算ルールが適用されます。その1つが「マクロ経済スライド」という計算のしくみです。

この計算のしくみの詳細は今回のコラムでは割愛しますが、一定の計算をした場合、本来は年金額を減額すべきところ、例外が適用されて減額されないことがあります。平成28年度と29年度は、この例外が適用されて年金が減額されませんでした。

しかし本年度より、例外規定により減額されなかった場合でも、減額すべきだった分を繰り越し残（＝キャリーオーバー）として、プラスになった時点で清算することとなりました。

（因みに今年度のキャリーオーバーは▲0.3%です）

### ②国民年金保険料額の改定

平成16年度の改定で、国民年金保険料は毎年引き上げられ平成29年度に上限（16,900円、平成16年度価額）で完了しました。

その上で、平成31年4月分より、保険料が月額100円引きあがります（第1号被保険者のみ）。その理由は、サラリーマン（第2号被保険者）と同じように、**第1号被保険者についても、産前産後期間の国民年金保険料の免除制度**が施行されることになったからです。

なお、平成31年度の保険料は16,410円になる予定です（平成31年度保険料は平成30年度に2年前納の被保険者に既に適用されています）。

年金制度はとても奥が深いものです。それだけに「難しい」ともいわれます。

ですが、ちょっとしたコツと必要な知識があれば、今より有利に利用できる制度でもありません。

筆者は〈年金は60歳を過ぎても増やせる?!〉と題し

7月9日と14日（同じ内容）にFPネットワーク神奈川事務所でセミナー講師を務めます。「得する年金」についてお知りになりたい方のお越しをお待ちしております！

詳細は：<http://www.fpnk.org/seminar.html> をご覧ください。